

二弁平成29年人第2781号  
2018年(平成30年)3月1日

渋谷区

区 長 長谷部 健 様

第二東京弁護士会  
会 長 伊 東



## 勸 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人 A 外6名からの人権救済申立事件について、貴区に対し、下記のとおり勧告します。

### 勸 告 の 趣 旨

貴区が、平成24年6月11日早朝、渋谷区立美竹公園、渋谷区役所人工地盤下駐車場及び渋谷区役所前公衆便所を一斉に閉鎖し、ホームレスを退去させた行為に関しては、当該行為はホームレスにとって実質的な住居からの強制立退きに該当するところ、当事者、関係者との実効的で十分な協議及び交渉がなされたとはいえ、またホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、適切かつ十分な代替措置を講じていたともいえないから、相当の配慮をもって慎重になされたものと評価することはできず、憲法25条、ホームレス自立支援法11条、国際人権規約(社会権規約)11条1項等の趣旨に照らし、人権侵害に該当するものである。それゆえ、貴区は、上記施設及びその他の公共施設から、ホームレスを性急に排除したり、安易に行政代執行手続を発動したりするのではなく、居宅保護を原則とした生活保護の運用を行い、ホームレスに対して、これを適切に説明、教示し、必要な援助を行うなどして、話し合いによる解決を優先するよう勧告する。

### 勸 告 の 理 由

別紙調査報告書のとおり。

以 上